

3 合理的配慮の具体例

- 「合理的配慮」は、単なる思いやりではなく、障害のある人からの意思の表明を基に、障害のない人と平等な機会・待遇を確保するために、対応のしかたを具体的に変更・調整することです。個々の場面において、障害の特性や状態、その場の状況に応じて提供されるものであり、多様性があり、個別性が高いものですので、まずは、個々の話をよく聴くことが大切です。(対応要領10ページ参照)
- 障害の特性に応じて、例えば、次のような配慮が考えられます。
 - ① **物理的環境への配慮**
携帯スロープを設置するなど車いす利用者の段差移動を補助する、疲労を感じやすい方へ休憩スペースを提供する等
 - ② **意思疎通の配慮**
聴覚障害のある方に手話や筆談等で対応する、視覚障害のある方が読み上げソフトで対応できるよう資料をテキストデータで提供する、知的障害のある人に対してコミュニケーションボード（場面に応じたイラストを指差すことでコミュニケーションを支援するもの）を用いて意思を確認する等
 - ③ **ルール・慣行の柔軟な変更**
書類に署名をすることができない方のために代筆で対応する、多人数の中で待つことが苦手な方に別室を用意する、会議等において障害のある委員の理解を援助する者の同席を認める等
- 次ページの表は、障害の種類と対応する場面（4類型に区分）ごとに、考えられる配慮の例を記載したものです。
なお、これは、あくまでも例示であり、これさえすればよいというものではなく、個々の業務により即した対応が求められることも想定されます。また、必ずしも全て実施しなければならないものでもありません。

※ 合理的配慮が個別的な対応であるのに対し、合理的配慮を的確に行うために、不特定多数の障害者を主な対象としてハード面やソフト面（人的支援や情報アクセシビリティの向上に関するものも含まれる）の環境を事前的に改善することを「環境の整備」といいます。次ページの例には、環境の整備が必要なものも含まれています。（環境の整備については、対応要領14ページ参照）
- 配慮の提供は、「過重な負担」のないことが前提になります。判断する場合の視点等については、7ページを参照してください。